

制限付一般競争入札取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、制限付一般競争入札実施要綱（平成8年4月1日施行。以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 要綱第2条第1項第1号中、製造等に特殊な技術を要する機械設備工事とは、もっぱら、その事業の用にのみ供するもので、次に掲げる工事とする。

- (1) 水道事業に必要な機械設備及び附属設備工事
- (2) 下水道事業に必要な機械設備及び附属設備工事
- (3) 前各号に定めるもののほか、指名委員会で、前各号と同程度に製造等に特殊な技術を要すると認める機械設備及び附属設備工事

(入札の公告)

第3条 要綱第3条に規定する公告は、千歳市契約規則第5条の規定に基づき、次に掲げる事項について行うものとする。なお、詳細については別記「入札告示文標準例」により行うものとし、その内容は発注工事ごとに定める。

- (1) 対象工事に関する事項（工事名、工事場所、工事概要、工期、予定価格）
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 特定共同企業体の結成条件に関する事項
- (4) 入札の参加申込に係る入札参加資格審査申請書（第1号様式）の申請に関する事項
- (5) 発注工事に係る図面、仕様書等（以下「設計図書」という。）に関する事項
- (6) 特定共同企業体の申請等に関する事項
- (7) 制限付一般競争入札参加資格証明書（第2号様式）の交付に関する事項
- (8) 契約条項を示す場所
- (9) 入札執行の日時及び場所
- (10) 入札方法等に関する事項
- (11) 工事費内訳書の提出に関する事項
- (12) 入札保証金に関する事項
- (13) 契約保証金に関する事項
- (14) 契約書及び仮契約に関する事項

- (15) 支払い条件等に関する事項
- (16) 入札の無効に関する事項
- (17) その他入札に関し必要と認める事項
(入札参加者の資格要件)

第4条 要綱第4条第2項の規定により、特定共同企業体の結成を要件とする場合の結成条件等については、その都度、指名委員会で決定するものとする。

(参加資格の審査結果の通知)

第5条 要綱第6条の規定に基づく審査の結果、入札に参加する資格を有しないと認めるときは、その者に対して、その理由を付し、文書で通知するものとする。ただし、急を要するときには、他の方法に代えることができるものとする。

(設計図書の閲覧等)

第6条 設計図書は、要綱第3条に規定する公告の期間中、指定する場所において閲覧に供するものとする。

2 設計図書は、要綱第3条に規定する公告の期間中、千歳市ホームページに掲載し、配付するものとする。ただし、これによりがたい場合は、販売又は貸出しにより、提供するものとする。

3 設計図書に対する質問は質疑書（第3号様式）によることとする。

(入札の執行)

第7条 入札執行者は入札執行の際、入札参加者から、制限付一般競争入札参加資格証明書を提示させるものとする。なお、入札書を郵送により提出する場合は、制限付一般競争入札参加資格証明書の写しを入札書に同封し提出するものとする。

2 入札回数は、1回とする。

3 入札執行者は、入札執行の際、工事費内訳書の提出を求めることができるものとする。

4 電送による入札は、認めないものとする。

5 入札執行者は、入札参加者が1以下となったときは、当該入札を中止するものとする。

6 入札執行者は、談合情報による調査の必要があるときその他のやむを得ない事由があるときは、入札執行を一時猶予し、又は当該入札を中止することができる。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から適用する。

附 則（平成12年 3 月31日）

この要綱は、平成12年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成13年 4 月 2 日）

この要綱は、平成13年 4 月 2 日から施行する。

附 則（平成17年 4 月12日）

この要領は、平成17年 4 月20日から施行する。

附 則（平成26年 2 月20日市長決裁（総務部長専決））

この要領は、平成26年 2 月20日から施行する。

附 則（平成28年 2 月 5 日市長決裁（総務部長専決））

この要領は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 7 月11日市長決裁（副市長専決））

この要領は、平成30年 7 月11日から施行する。

附 則（平成31年4月15日市長決裁（契約管財課長専決））

この要領は、平成31年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月25日市長決裁（契約管財課長専決））

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 2 月 9 日市長決裁（総務部長専決））

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別記「入札告示文標準例」

千歳市告示第〇〇号

〇〇〇〇〇工事について、次により制限付一般競争入札を行いますので、千歳市契約規則（昭和39年規則第27号）第4条の規定に基づき公告します。

〇年〇月〇日

千歳市長 〇〇〇〇〇 印

1 入札対象工事

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事概要

(4) 工期 ○年○月○日から ○年○月○日まで

(5) 予定価格 円 (入札書比較価格 円)

(6) 分別解体等の実施の義務付け

本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等の実施が義務付けられた工事である。（該当工事の場合のみ）

2 入札参加資格

(1)

(2)

(3)

(4)

3 特定共同企業体の結成条件（該当工事の場合のみ）

特定共同企業体を結成し、入札参加を希望する者は、次の条件を満たさなければならない。

(1)

(2)

(3)

(4)

4 入札参加資格審査申請

(A) (1) 入札参加資格審査申請は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書（第1号様式、以下「申請書」という。）により、申請すること。

(B) (1) 特定共同企業体の入札参加資格審査申請は、建設工事等共同請負競争入札参加資格審査申請書及び特定共同企業体協定書（いずれも市指定様式、以下「申請書」という。）により申請すること。

※ (A) は単体企業のとくに使用し、(B) は特定共同企業体のとくに使用する。

(2) 申請書は、次のとおり受け付ける。

・期間： ○年○月○日（曜日）から ○年○月○日（曜日）まで

土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

・場所：千歳市○○部○○課○○係

電話○○ 内線○○

(A) (3) 申請書は郵送、電子メール又は持参するものとし、電送によるものは受け付けない。

(B) (3) 申請書は郵送又は持参するものとし、電送によるものは受け付けない。

※ (A) は単体企業のとくに使用し、(B) は特定共同企業体のとくに使用する。

(4) 期限までに申請書の提出のない者、又は入札参加資格がないと認められた者は、当該入札に参加することができない。

(5) 資格の審査後、制限付一般競争入札参加資格証明書(第2号様式)の交付を受けること。

5 設計図書の閲覧等

(1) 設計図書は千歳市〇〇部〇〇課〇〇係において閲覧に供している。

(A) (2) 設計図書は、千歳市ホームページからダウンロードすること。

なお、ダウンロードした電子データの開封には、パスワードを要するため、パスワード照会書(様式1-1)により照会すること。

・期間:

・照会先:

(B) (2) 設計図書の購入希望者は、次の設計図書販売店より購入すること。

販売店名 〇〇〇〇〇 所在地 〇〇〇〇〇 電話〇〇

(C) (2) 設計図書は、次のとおり貸出しを行う。

・期間:

・場所:

※ (A) は電子閲覧、(B) は販売、(C) は貸出しのとくに使用する。

(3) 設計図書に対する質問がある場合は、質疑書(第3号様式)を提出すること。

・提出期間:

・場所:

(4) 質疑書は郵送、電子メール又は持参するものとし、電送によるものは受け付けない。

(5) 現場説明会は行わない。

6 契約条項を示す場所

千歳市〇〇部〇〇課〇〇係において縦覧している。

7 入札執行の日時及び場所

・日時: 〇年〇月〇日(曜日)午前〇時〇分

・場所:

8 入札方法等

- (1) 入札者は、所定の入札書に必要事項を記入し、封筒に入れて郵送又は持参しなければならない。
- (2) 当該入札に際しては、制限付一般競争入札参加資格証明書を提示しなければ、入札に参加することができない。なお、入札書を郵送により提出する場合は、制限付一般競争入札参加資格証明書の写しを入札書に同封し提出するものとする。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札決定とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。
- (4) 電送による入札は認めない。
- (5) 入札回数は、1回とする。
- (6) 入札参加者が1以下となったときは、当該入札を中止する。

9 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度

- (A) (1) 本入札においては、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定を適用し、調査基準価格を設ける。
 - (2) (1)に定める調査基準価格を下回る入札が行われたときの手続は、公共工事低入札価格調査制度取扱要領（平成12年4月1日制定）の規定によるものとする。
- (B) (1) 本入札においては、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定を適用し、最低制限価格を設ける。
 - (2) (1)に定める最低制限価格を設けるときの取扱いについては、千歳市最低制限価格制度実施要領（平成22年7月7日制定）の規定によるものとする。

※ (A)は低入札価格調査制度のときに使用し、(B)は最低制限価格制度のときに使用する。

10 工事費内訳書の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を郵送又は持参により、入札書とともに提出すること。

11 入札保証金

- (1) 入札者は、入札の執行前に、見積もる契約金額の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代わる担保を提供しなければならない。

(2) (1)にかかわらず、入札者が次のいずれかに該当するときは、入札保証金を免除することができる。

ア 保険会社との間に、千歳市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 当該入札に参加しようとする者が、過去2年間に北海道内において国、又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。ただし、共同企業体の場合にあつては、その構成員の1社が規模には関係なく、同種類の実績を有しているとき。

12 契約保証金

(A) (1)本工事に係る契約の締結に際し、当該工事に係る金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代わる担保を提供しなければならない。

(2)(1)にかかわらず、落札者が次のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除することができる。

ア 契約の相手方が保険会社との間に千歳市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 契約の相手から委託を受けた保険会社と公共工事履行保証契約を締結したとき。

ウ 前各号に定めるもののほか、支出負担行為者が契約保証金の納付の必要がないと認めるとき。

(B) 免除とする。

※ (A)は単体企業のとくに使用し、(B)は共同企業体のとくに使用する。

13 契約書作成の要否及び仮契約

(1) 契約書の作成を必要とする。なお、本工事が地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号に規定する議会の議決を要する工事であるときは、仮契約を締結し、千歳市議会において議決された後、本契約を締結する。

(2) 落札決定から本契約の締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、仮契約を締結せず、又は解除し、本契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、仮契約の解除及び本契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

14 支払条件等

前払金 有又は無

(有の場合、「契約金額の4割以内を限度とする。」旨、記載)

中間前金払 有又は無

(有の場合、「契約金額の2割以内を限度とする。」旨、記載)

部分払 有又は無

15 工事完成保証人の要否

必要としない。

16 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格のない者、千歳市契約規則第12条並びに建設工事競争入札心得第9条に示した条件等、入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

17 その他

(1) 入札参加者は、千歳市契約規則、建設工事競争入札心得その他関係法令等を遵守すること。

(2) その他詳細不明な点については、千歳市〇〇部〇〇課〇〇係(電話〇〇、内線〇〇)に照会のこと。